

平成21年瑞穂町教育委員会第1回定例会 会議録

平成21年1月7日瑞穂町教育委員会第1回定例会が瑞穂町ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 吉岡 康 君 ・ 2番 吉野 ゆかり 君 ・ 3番 戸田 祐佳 君 ・ 4番 大澤 利夫 君
5番 岩本 隆 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 教育長及び委員会に出席した職員は、次のとおりである。

教育長 岩本 隆 君 ・ 教育部長 村山 正利 君 ・ 学校教育課長 村野 香月 君 ・ 学校教育課主幹 谷合 しのぶ 君
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君 ・ 課長補佐(事務局) 横澤 和也 君

1 本日の傍聴者 0名

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第1号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

日程第4 議案第2号 瑞穂町公立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則

日程第5 報告事項1 統括校長を置くことができる学校の基準について

開会 午後3時30分

大澤委員長 ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年瑞穂町教育委員会第1回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

大澤委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、1番吉岡委員を指名いたします。

大澤委員長 日程第2 業務報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 業務報告のとおりですが、米印の箇所について、中身を書いておきましたが、12月20日のクロスカント大会、これは業務ではありませんでしたが見学いたしました。各小学校の管理職の方、先生方が大勢、引率及び応援に来ていただいております。とても良かったと思います。

それから、17日の社会福祉協議会の理事会において、福祉会館が今年6月から耐震補強工事を行うということで、使用できない期間が翌年3月までであるということが報告されました。19日には産業まつりの実行委員会がありまして、来年度は11月14日～15日という日程になりました。そのほか、先月分の記入漏れがあったのですが、11月12日に吉野職務代理に瑞穂中学校の道徳授業地区公開講座に出席並びに挨拶をしていただきました。ありがとうございました。

大澤委員長 教育長、委員長の報告において、質疑等ございましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

大澤委員長 日程第3 議案第1号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、教育長より説明願います。

岩本教育長 議案第1号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町公立学校の学期及び夏季休業日を改めるため、規則を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。新旧対照表をご覧ください。

第3条中「8月31日」を「8月24日」に、「9月1日」を「8月25日」に改め、第4条中「8月31日」を「8月24日」に改めるものでございます。附則といたしまして、この規則は、平成21年4月1日から施行するものであります。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりましたので、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

吉岡委員 この議案について、特段異議はありませんが、参考までに教えていただきたいこととして、昭和50年の教育委員会でこの規則が作られていて、20数年経って規則の改正を行うということについて。もうひとつとして、近年、この日程で進んでいたかと思うのですが、いつ頃からこのような状況になったのか、教えていただきたいと思えます。

岩本教育長 一昨年から校長会へ依頼をして、夏季休業期間ではあるが、各学校で自主的に9月の始業式を少し前倒ししてもらいたいということで始めました。最初の頃は午前中だけの授業もあったのですが、夏休み中の授業日数も増えてきて、日程が各学校でばらばらになってきています。各学校でばらばらであって、統一性がない。午前中だけでなく、終日やっていただいた方が良くはないか。そうすると、給食の問題も出てきます。そうすると、ばらばらでは具合が悪いということもありまして、完全に日にちを決めてもらい、やっていこうということで行っ

ております。現在の流れとしては、全国的に北海道など雪国は違いますが、8月は1週間程度短くして、授業を始めているというところがあります。瑞穂町もやっていただくこうのように思っております。

吉岡委員 長い間、この期間でやっていたわけではなく、数年前からこういう形になったということですね。

岩本教育長 はい、最近の話です。

吉岡委員 20数年来の規則の改正に当たり、どういう状況かと知りたかったものですから。

大澤委員 よろしいでしょうか。

吉岡委員 はい。

大澤委員長 ほかに、ご質問はございますか。

吉野委員 教育長からの回答の中に、今伺いたいことがありました。学校それぞれで、ばらつきがあったかと思ったという件です。それを具合が悪いので、統一するというところで納得しました。

大澤委員長 ほかに質疑はございますか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第1号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号を原案通り可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第4 議案第2号 瑞穂町公立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則について、教育長より説明

願います。

岩本教育長 議案第2号 瑞穂町公立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則について提案理由のご説明を申し上げます。

学校給食法の改正に伴い、規則を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

新旧対照表をご覧ください。第2条第1項中「第5条の2」を「第6条」に改めるものであります。附則といたしまして、この規則は、平成21年4月1日から施行するものであります。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりましたので、何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第2号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号を原案通り可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第5 報告事項1 統括校長を置くことができる学校の基準について、教育長より報告願います。

岩本教育長 報告事項1 統括校長を置くことができる学校の基準についてご報告申し上げます。

瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則第6条の2の規定に基づき、瑞穂町公立学校のうち、統括校長をこ置ができる学校について、必要な事項を平成20年12月16日に決定させていただきましたのでご報告いた

します。

内容ですが、第1では、目的を。第2では、統括校長を置くことができる学校の基準を。第3では、統括校長を置く学校の指定についてを定めたものでございます。

附則といたしまして、この基準は平成21年1月1日からの施行でございます。なお、この基準につきましては東京都教育委員会からの依頼であり、全都的に、全区市町村で定めることとするものでございます。以上簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

大澤委員長 以上で説明が終わりましたので、何かご質問はございませんでしょうか。

吉岡委員 統括校長に選任された場合、統括校長の役割分担はどのようになるのでしょうか。

岩本教育長 統括校長、普通の校長も仕事は同じです。校長職は校長職です。但し、課題のある困難校などに、校長経験の長い、ベテランの方に資格があるということということで、統括校長も普通の校長も学校が違うだけで、内容は同じでございます。但し、統括校長になると下に下がるわけにはいかないものですから、そういう学校だけを渡り歩くという形になるかと思えます。

吉岡委員 そういう学校だけを渡り歩くということになると、そのポストで他の地域に異動するという意味でしょうか。

岩本教育長 そうですね。瑞穂町のように小さい所では、それほど指定できませんが、大きいところでは、いくつか指定すると思えます。そういうところで回っていく。小さいところでは、よその区市町村へ回ることになるかと思えます。

大澤委員長 ほかに、ございませんか。

吉野委員 給与面でも優遇されるということなのですが、以前に管理職のなり手が少ないので、人材確保のための措置という意味もあるかと思うのですが、統括校長を選ぶのは、東京都教育委員会でしょうか。

岩本教育長 そのとおりでございます。

吉野委員 町で推薦するようなことになるのでしょうか。

岩本教育長 統括校長を置くことができる基準は、東京都がかがみを作って、これに順じて基準をつくってもらいたいということで、全区市町村が基準をつくることになっております。但し、統括校長を置くことができる学校は、当町に該当がないと思っております。これは、あくまで基準づくりだけです。そのため、当分は置くことはできないのではないかと思っております。

大澤委員長 そのほか、ございますか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、報告事項を終結いたします。

大澤委員長 以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて、平成21年瑞穂町教育委員会第1回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午後3時50分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員